

オンラインなんでも話せる会（2026.3.4）での Q&A です。

1. 認定看護管理者の更新に際し、「公に向けて学術集会等で発表または論文投稿 2 回以上実施した場合」とあるが、シンポジストやパネリスト等を行ったものは対象となるか？

回答：「学術集会等におけるシンポジストやパネリストの発表は発表内容が抄録等に掲載されている場合は、申請の対象となる」と日本看護協会から出された FAQ（詳細は下記 URL でご確認ください）で公開されています。

2. 認定看護管理者の更新に際し、「審査対象期間（5 年間）に 30 時間の研修受講」とあるが、例えばサードレベルを修了した人が、復習の意味で付加研修等を受けた場合も入れてよいのか？

回答：「研修については、国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等が主催する研修（研修受講証や修了証等が発行されているものに限る）を受講」と FAQ で公表されているため、看護協会で開催されている研修は、研修受講時間に含めることができます。

3. 以前は、自己研鑽実績も審査対象期間内に、バランスよくとることが求められていたが、一定期間に集中している場合（例えば初年度に学会発表と論文投稿を行うや、研修を 30 時間行う）など、問題はないのか？

回答：「審査対象期間内であれば、問題ない」と思われます。

※詳細は、下記の日本看護協会から出された「2025 年度以降の専門看護師・認定看護師・認定看護管理者の個人審査変更に関する FAQ」をご覧ください。

https://www.nurse.or.jp/nursing/assets/nintei_certification_FAQ_202506.pdf